

平成 29 年度 第 1 回

横浜市寿生活館第三者評価委員会

日時：平成 29 年 11 月 24 日（金）13：30～15：00

場所：松村ビル別館 501 会議室

- 開会
- 選定評価委員・事務局紹介
- 議事
 - (1) 第三者評価委員会委員長の選出について
 - (2) 評価基準の検討

- その他
- 閉会

- 資料 1 横浜市寿生活館第三者評価 評価シート（案）
- 資料 2 横浜市寿生活館第三者評価 評価・採点の考え方（案）
- 資料 3 横浜市寿生活館第三者評価 評価項目一覧（案）
- 資料 4 横浜市寿生活館第三者評価 委員採点表（案）

参考資料

- P1 別紙 1 第三者評価委員・事務局名簿
- P2 別紙 2 指定管理者制度の概要
- P3 別紙 3 指定管理者第三者評価制度の概要
- P4 別紙 4 第三者評価の決定までのスケジュール
- P5 別紙 5 横浜市寿生活館の概要
- P6 別紙 6 平成 26～28 年度横浜市寿生活館利用実績
- P9 別紙 7 横浜市寿生活館条例
- P11 別紙 8 横浜市寿生活館条例施行規則
- P14 別紙 9 横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会運営要綱

横浜市寿生活館第三者評価委員会

選定評価委員・事務局名簿

評価委員（五十音順）

川名 州子	横浜市東部病院医療ソーシャルワーカー
小杉 久美子	不老町地域ケアプラザ主任ケアマネジャー
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
柳原 匠巳	公認会計士

事務局

佐藤 潤	健康福祉局援護対策担当課長
鈴木 英里	健康福祉局援護対策担当係長
池田 隆介	健康福祉局援護対策担当

◎ 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO 等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度です（地方自治法〔以下「法」という。〕第 244 条の 2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされています（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものですが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となっています。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定 相手方を条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く） 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う 施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む） 地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託の条件、相手方等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> 委託（契約） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定（行政処分） 管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定

指定管理者第三者評価制度の概要

第三者評価制度は、指定管理者・市・利用者といった日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価するもので、客観性が図られるとともに、多角的な視点からの評価が行えることが大きな特長です。客観的かつ多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務改善を行い、施設運営の改善につなげることを目的とするものです。

1 本市の指定管理者第三者評価制度の特徴

指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、原則として次の3つの方式で第三者評価を実施します。また、評価結果をホームページや施設内等で公表し、指定管理者の業務改善や今後の制度運用に活用しています。

(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価制度

地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民利用施設については、市が複数の民間の評価機関を認定し、指定管理者との契約により、評価機関が評価を実施します。

(2) 福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価の対象となっている福祉施設は、福祉施設第三者評価制度に基づき評価を実施します。

(3) 選定評価委員会による第三者評価制度

上記以外の施設については、専門性や施設特性等を考慮して、各施設の所管区局が条例により設置する選定評価委員会において、評価を実施します。

※「横浜市寿生活館」は(3)に該当。

2 第三者評価制度対象施設内訳

● 指定管理者制度導入施設 937 施設 (平成 29 年 4 月現在)		
(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価 ◇ 同種施設が複数存在する区民利用施設	(2) 福祉サービス第三者評価 ◇ 福祉サービス第三者評価対象施設	(3) 選定評価委員会による第三者評価 ◇ その他の施設
地区センター等、公会堂、スポーツセンター、老人福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、こどもログハウス	(特別) 養護老人ホーム、知的障害者生活介護型施設、地域療育センター、保護施設、保育園	<ul style="list-style-type: none"> 高い専門性を有する施設 施設ごとに評価の視点が異なる施設 管理のあり方も含めて検証する施設 横浜美術館、国際プール、歴史博物館、男女共同参画センター、区民文化センター等

**「横浜市寿生活館」及び「横浜市生活自立支援施設」
第三者評価の決定までのスケジュール(案)**

評価委員会	時期	事務局
各委員作業内容 ・事務局より送付された資料の事前確認		事務局作業内容 ・評価案の作成 ・評価委員へ事前送付
第1回第三者評価委員会 内容 ・評価委員会委員長の選出 ・評価基準の検討	11月24日(金) 13:30～16:45 松村ビル別館 501	
		事務局作業内容 ・第1回評価委員会での検討結果に 基づいた評価基準最終案の作成 ・評価基準最終案の各委員への送付
各委員作業内容 ・評価基準事務局案の最終確認		
		(指定管理者作業) ・評価シートに基づいた自己評価の実施 ・自己評価の事務局への提出
		指定管理者の自己評価を各委員へ送付
第2回第三者評価委員会 内容 ・施設での実地調査 ・施設職員に対するヒアリング ・評価シートの作成	1月15日(月) 13:00～17:00 会場未定	
		事務局作業内容 ・第2回評価委員会で各委員の作成 した評価シートの取りまとめ ・第三者評価委員会における評価案 の作成 ・評価案の送付
第3回第三者評価委員会 内容 ・評価の決定	3月16日(金) 13:00～17:00 会場未定	
		事務局作業内容 ・評価結果公表案の作成 ・評価結果公表案の送付
各委員作業内容 ・評価結果公表案の最終確認		
		事務局作業内容 ・評価結果の公表(HPへの掲載)

横浜市寿生活館の概要

1 施設の設置目的

住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る。

2 施設の概要

- (1) 名称 横浜市寿生活館
- (2) 所在地 横浜市中区寿町3丁目12番地2
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造り 4階建て
- (4) 施設内容 3階・4階部分 各約260㎡
 - ・3階（児童ホール、女性子ども室、児童図書室、ほか）
 - ・4階（会議室、集会室、洗濯室、シャワー室、湯沸室、ほか）

※1階は（公財）神奈川県労働福祉協会が運営することぶき保育園として区分所有、2階は町内会館として貸付
- (5) 開館日等
 - ・火曜日から金曜日 午前8時45分 から 午後8時45分 まで
 - ・日曜日及び土曜日 午前8時45分 から 午後5時00分 まで
 - （休館日）月曜日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

3 現運営団体

公益財団法人 寿町勤労者福祉協会（理事長 徳田 文男）

4 指定期間（第三期）

平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

5 業務内容

- ア 横浜市寿生活館の建物全館の管理に関する業務
- イ 横浜市寿生活館の3階及び4階の運営に関する業務
- ウ 高齢者事業・文化事業の実施
- エ その他必要な業務

寿生活館の業務は、大きく分けて「施設の管理運営業務」と「高齢者事業・文化事業（ことぶきスマイル事業）の実施業務」の2つからなっています。「施設の管理運営業務」は、施設の良いサービスの提供のため、建物の保守管理業務及び利用者案内など施設の円滑な運営等を行うものです。「高齢者事業・文化事業の実施業務」は、住民等の福利厚生のための各種事業を、寿生活館において主催し、実施する業務です。

どちらの業務も、寿生活館が行う重要な業務として、指定管理業務として位置づけられています。

平成28年度 横浜市寿生生活館利用実績

(3)寿生生活館
①月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
													利用人数	日平均	
児童ホール	児童	348	288	338	337	324	337	324	337	310	315	351	294	3,946	13.4
	大人	146	149	186	162	162	156	162	162	149	149	169	294	1,908	6.5
女性子ども室	児童	333	312	342	337	324	337	324	337	310	315	351	294	3,959	13.5
	大人	193	214	256	282	234	228	235	218	210	227	234	294	2,770	9.4
児童図書室	児童	362	406	369	287	287	276	287	287	264	269	299	294	3,669	12.5
	大人	164	172	196	175	175	168	175	168	161	161	182	294	2,072	7.0
会議室	66	78	54	108	166	72	25	62	59	81	55	53	74	879	11.9
集会室	2,882	2,978	3,336	3,195	3,525	3,000	3,125	3,000	3,154	2,875	2,875	3,280	294	37,225	126.6
洗濯場	3,880	3,781	4,360	4,100	4,180	4,080	4,220	4,240	4,560	4,140	3,980	4,400	294	49,921	169.8
シャワー室	3,881	3,681	4,365	4,103	4,193	4,088	4,228	4,249	4,565	4,140	3,980	4,400	294	49,873	169.6
湯沸室	1,607	1,509	1,611	1,661	1,650	1,584	1,650	1,584	1,692	1,518	1,518	1,716	294	19,300	65.6
合 計	13,862	13,568	15,413	14,747	15,246	14,300	14,781	14,601	15,567	14,158	13,844	15,435	175,522		

平成27年度 横浜市寿生生活館利用実績

(3)寿生生活館

①月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
													開室日数	利用人数	日平均
児童ホール	児童	335	315	335	340	305	345	300	335	305	305	355	294	3,910	13.3
	大人	134	126	134	136	122	138	120	134	122	122	136	294	1,558	5.3
女性子ども室	児童	502	474	502	512	458	518	452	502	458	458	530	294	5,868	20.0
	大人	164	195	175	140	170	212	157	221	148	128	196	294	2,074	7.1
児童図書室	児童	536	504	536	544	488	552	480	536	488	488	568	294	6,256	21.3
	大人	122	102	109	110	99	112	97	109	99	99	116	294	1,283	4.4
会議室	85	138	122	98	148	63	84	35	80	59	31	44	121	987	8.2
集会室	634	606	634	634	651	582	658	618	708	661	582	662	294	7,630	26.0
洗濯場	4,670	4,640	4,820	4,840	4,820	4,460	5,020	4,420	4,840	4,440	4,440	5,040	294	56,450	192.0
シャワー室	4,695	4,654	4,833	4,846	4,840	4,449	5,034	4,444	4,847	4,441	4,451	5,042	294	56,576	192.4
湯沸室	819	777	819	819	810	753	847	742	819	749	749	861	294	9,564	32.5
合	12,696	12,531	13,019	13,021	13,051	11,949	13,520	11,865	13,131	11,970	11,853	13,550		152,156	
寿学童保育	児童	1,356	1,278	1,356	1,356	1,380	1,398	1,218	1,366	1,236	1,236	1,434	294	15,850	53.9
	大人	234	222	234	234	240	242	212	234	214	214	246	294	2,740	9.3

(人)

(3)寿生生活館

①月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
													開室日数	利用人数	日平均	
児童ホール	児童	548	488	522	602	810	478	532	388	290	305	305	335	292	5,603	19.2
	大人	200	192	200	200	216	184	208	148	116	122	122	135	292	2,043	7.0
女性子ども室	児童	698	652	686	360	864	630	708	542	436	458	502	292	6,994	24.0	
	大人	356	388	352	722	436	338	402	211	162	152	200	292	3,884	13.3	
児童図書室	児童	846	776	822	846	1,026	754	844	610	464	488	536	292	8,500	29.1	
	大人	174	158	168	178	216	154	172	165	94	99	109	292	1,786	6.1	
会議室	118	66	114	130	76	152	90	83	138	187	135	120	107	1,409	13.2	
集会室	550	528	550	550	594	506	572	592	708	591	600	634	295	6,975	23.6	
洗濯場	6,000	7,500	8,000	9,000	9,500	9,500	8,000	8,000	4,552	4,152	4,152	4,568	295	77,824	263.8	
シャワー室	6,500	8,000	8,500	9,500	9,500	8,500	7,800	4,400	4,552	4,152	4,092	4,568	295	80,064	271.4	
湯沸室	750	720	750	720	810	690	780	774	854	749	749	816	295	9,162	31.1	
合計	16,740	19,468	20,664	22,808	24,048	20,386	20,108	12,313	12,366	11,455	11,365	12,523	204,244			

寿学童保育	児童	1,966	1,806	1,912	2,000	2,538	1,754	2,064	1,492	1,176	1,236	1,356	292	20,536	70.3
	大人	300	288	300	276	324	276	312	244	224	214	234	292	3,206	11.0

(人)

○横浜市寿生活館条例

昭和 40 年 6 月 1 日

条例第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等(以下「対象者」という。)の更生と福祉を図るため、横浜市寿生活館(以下「生活館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 生活館は、次の事業を行なう。

- (1) 対象者の生活各般の相談及び指導
- (2) 対象者の生活の援護
- (3) 対象者の健康相談
- (4) 対象者の保護する児童の育成指導
- (5) その他前各号に準ずる事業

(利用の制限)

第 3 条 次条第 1 項に規定する指定管理者は、正当な理由がある場合は、生活館の利用を制限することができる。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる生活館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 生活館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、対象者の更生及び福祉の増進に関する横浜市の施策の方針を理解し、対象者の生活状況及び生活館のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象者に対する生活の援護等の事業を実施するものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、生活館の設置の目的を最も効果的に達成すると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に規定するもののほか、生活館の管理に関する事項及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 42 年 3 月条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 2 月 7 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月条例第 5 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 2 月条例第 9 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市寿生活館条例第 4 条第 1 項の規定によりその管理運営を委託している生活館は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

○横浜市寿生活館条例施行規則

昭和 40 年 7 月 1 日
規則第 61 号

(趣旨)

第 1 条 横浜市寿生活館条例(昭和 40 年 6 月横浜市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(利用の制限)

第 2 条 条例第 3 条に規定する正当な理由がある場合は、次のいずれかに該当する者が利用する場合とする。

- (1) 他人の迷惑となる物品または動物を携帯する者
- (2) 係員の指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(休館日)

第 3 条 住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等を対象とする相談及び指導を行うための施設(以下「相談窓口」という。)に係る休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

2 相談窓口以外の施設に係る休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日に振り替えるものとする。
- (3) 1 月 2 日及び 1 月 3 日

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第 4 条 相談窓口に係る開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 相談窓口以外の施設に係る開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 8 時 45 分までとする。ただし、日曜日及び土曜日における開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(指定申請書の提出等)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年

度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 横浜市寿生活館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が認める書類

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、福祉局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

付 則(昭和47年6月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年4月規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月規則第56号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第15号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月規則第7号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月11日から施行する。

附 則(平成5年3月規則第35号)

この規則中第1条の規定は平成5年4月1日から、第2条の規定は平成5年4月11日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月規則第26号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月規則第95号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第5条第1項)

指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

横浜市寿生活館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市寿生活館の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 216 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市寿生活館条例（昭和 40 年 6 月横浜市条例第 33 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市寿生活館（以下「生活館」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による生活館の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等（以下「対象者」という。）の更生及び福祉の増進の事情に通ずる者
 - (3) 対象者の生活状況及び生活館のある地域の事情に通ずる者
 - (4) 会計・経理に詳しいもの
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後の第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができ

る。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部保護課援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市寿生活館指定管理者選定委員会運営要綱

(平成22年4月1日健保護第83号)

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。